

意見書案第2号

県知事に対し、東海第二原発の再稼働に同意しないことを求める意見書について

上記の意見書案を別紙のとおり、会議規則第14条第2項の規定により提出する。

令和2年 3月 9日

取手市議会議長

齋藤久代 殿

提出者 総務文教常任委員会
委員長 小堤 修

県知事に対し、東海第二原発の再稼働に同意しないことを求める意見書（案）

私たちの茨城県には、営業運転開始から 40 年になる東海第二発電所（以下、「東海第二原発」という）があり、原子力規制委員会は、2018 年 11 月 7 日に 20 年の運転延長を許可しました。そして 2019 年 2 月 22 日に、日本原子力発電株式会社（以下、「日本原電」という。）は、東海第二原発の再稼働の意向を表明しました。

東海第二原発は、運転開始から 40 年を超える「老朽化原発」であり、東日本大震災で被災した東京電力福島第一原発と同じ沸騰水型原子炉です。

また、設計が古く可燃性ケーブルから難燃性ケーブルにすべて変えることはできません。

東海第二原発は、東京駅までわずか 116Km に位置し、150Km 圏内に茨城、栃木、千葉、群馬、埼玉、東京、神奈川の首都圏および福島が入るといふ「首都圏原発」です。30Km 圏内に 94 万人、150Km 圏内には、少なくとも 3,000 万人居住しています。重大事故時の住民避難は極めて困難であり、周辺住民からも不安の声が上がっています。自然資源が豊富な日本は、原発に頼らず新たな産業と雇用を創出する重要な成長戦略の柱として、自然エネルギーを最大限導入していくべきです。

そして、大井川和彦茨城県知事は、日本原電が県や関係自治体の事前了解もなく、防潮堤及び炉関係装置の工事を進めたことを容認している一方で、再稼働については「県民の声を広く聴き、適切に判断していく。」と繰り返し述べています。

よって、県民の生命と安全を守る責任を負う立場の大井川和彦茨城県知事は、東海第二原発の再稼働に同意しないことを求めます。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出いたします。

令和 2 年 月 日

茨城県取手市議会

提出先 茨城県知事